

人事行政の運営等の状況の公表について

千葉県競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年千葉県競馬組合条例第3号）第4条の規定により、人事行政の運営等の状況を別添のとおり公表する。

平成26年12月19日

千葉県競馬組合管理者

千葉県知事 鈴木 栄 治

# 千葉県競馬組合職員の人事行政の運営等の状況について

千葉県競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定等に基づき、千葉県競馬組合職員（以下「職員」という）の人事行政の運営等の状況について公表します。

## 1 職員の任免及び職員数の状況

### (1) 職員の任免状況

#### ① 職員の任命

平成 25 年 4 月 1 日付けで、県からの派遣職員 15 人を任命しました。

#### ② 職員の任命解除

平成 26 年 3 月 31 日付けで、県からの派遣職員 10 人を任命解除しました。

### (2) 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

32 人（34 人）

（注）（ ）内は、条例定数です。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 一般行政職員の級別職員数

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	副主査	副主査	主査	副主幹	次長 課長	局長	
職員数（人）	5	1	4	6	9	5	1	31
構成比（%）	16.1	3.2	12.9	19.5	29.0	16.1	3.2	100

### (2) 人件費の状況

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
平成 25 年度	千円 36,519,698	千円 253,641	% 0.69

（注）人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金などの総額をいいます。

(3) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成 25 年度	人 32	千円 119,749	千円 39,485	千円 49,265	千円 208,499	千円 6,516

(注) 1 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在です。

(4) 職員の平均年齢及び平均給与月額状況

平均年齢 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	41 歳 11 月		
平均給与月額 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	436,183 円	給料	335,992 円
		諸手当	100,191 円

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(5) 期末・勤勉手当の状況

	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.9 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分
計	2.6 月分	1.35 月分	3.95 月分

(注) 職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況について

勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、休憩時間は正午から午後 1 時までです。

(2) 年次休暇の状況について

原則として年間 20 日間の年次休暇が与えられています。

区分	平均取得日数
平成 25 年度	3.6 日

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 25 年度において、処分はありません。

(2) 懲戒処分の状況

平成 25 年度において、処分はありません。

#### 5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

区分	平均承認日数	備考
平成 25 年度	0.6 日	一般健康診断、人間ドック受診

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成 25 年度において、許可はありません。

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

地方競馬全国協会で開催している研修等を受講させています。

(2) 勤務成績の評定の状況

良好な成績で勤務した職員の昇給について 4 号給を標準としています。

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ・ 職員の健康保持増進のため、定期健康診断を実施しています。

#### 8 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 勤務条件に関する措置要求

平成 25 年度において、措置要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立て

平成 25 年度において、不服申立てはありません。